

前橋市監査委員公表第31号

前橋市長及び前橋市教育委員会教育長から出資団体及び公の施設の指定管理者監査の結果に対する措置について通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、別紙のとおり公表します。

平成31年3月13日

前橋市監査委員	福	田	清	和
同	田	村	盛	好
同	中	里		武
同	笠	原		久

出資団体監査結果に係る措置通知書

措置日 平成31年1月25日

監 査 結 果 (指摘・要望事項)	指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等
<p>【監査対象団体：公益財団法人前橋市まちづくり公社】</p> <p>1 契約規程の見直しについて（要望事項）</p> <p>業務委託等の随意契約において、公益財団法人前橋市まちづくり公社契約規程では、予定価格の作成については規定しているものの、予定価格調書の作成に係る手続きや保存、秘密の保持について定めていなかった。</p> <p>契約事務については、市の契約規則等の規定に準じて行うことを基本に契約規程の見直しを図るとともに、基本的な事務処理誤りが多数見受けられたことから、契約に関わる基準や事務マニュアルを整備し、より適切な事務処理となるよう努められたい。</p>	<p>契約規程の見直しについては、予定価格調書の作成に係る手続きや保存、秘密の保持について規程の見直しを図るとともに、契約に関わる事務マニュアルを整備し適切な事務処理を行うよう改善する。</p>

公の施設の指定管理者監査結果に係る措置通知書

措置日 平成31年2月18日

監 査 結 果 (指摘・要望事項)	指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等
<p>【監査対象団体：前橋市農業協同組合】</p> <p>1 指定管理業務の報告について（指摘事項） 地産地消センターの年間報告（事業報告書）及び月報において、公の施設の管理に関する協定書で規定している、記載すべき項目の一部が漏れたまま提出していた。 公の施設の管理に関する協定書ののっとり、適正な事務処理を行うよう改善されたい。</p> <p>2 施設の利用促進について（要望事項） 地産地消センターの利用状況において、利用者数及び使用料収入に年度間の増減はあるものの、指定管理期間の初年度（平成26年度）と比較すると減少傾向にあり、書類審査の結果からも、利用者の状況は固定化傾向にあることがうかがえる。 施設の効用を最大限に発揮できるよう、業務仕様書に示された管理運営の基本方針ののっとり、所管課と連携しながら、施設の利用促進に向けた取り組みについて検討されたい。</p>	<p>指定管理業務の報告については、次のとおり改善することを決定した。 年間報告（事業報告書）については、平成30年度分の報告から、協定書で規定している記載すべき項目について漏れなく記載する。 月報については、来年度の協定書から、記載すべき項目を所管課と協議することとし、平成31年1月分から施設の修繕状況を報告する。</p> <p>施設の利用促進については、昨年度から新規の自主事業を実施し、利用者数の増加に取り組んできた。しかし、実施した事業は使用料減免対象であるため、使用料収入の増加に繋がらない。今後は、所管課と連携して魅力ある事業展開に努め、ホームページや広報誌、SNS等を活用した施設のPRや情報発信を行い、新規利用者の獲得を図りたい。</p>
<p>【監査対象団体：粕川特産物直売所組合】</p> <p>1 指定管理業務の報告について（指摘事項） 粕川農産物加工施設の年間報告（事業報告書）及び月報において、公の施設の管理に関する協定書で規定している、記載すべき項目の一部が漏れたまま提出していた。 公の施設の管理に関する協定書ののっとり適正な事務処理を行うよう改善されたい。</p> <p>2 領収証書の交付について（指摘事項） 粕川農産物加工施設の使用料の徴収において、市財務規則第52条の2第2項に規定している領収証書を交付していないものが見受けられた。 市財務規則ののっとり適正な事務処理を行うよう改善されたい。</p>	<p>指定管理業務の報告については、次のとおり改善することを決定した。 年間報告（事業報告書）については、平成30年度分の報告から、協定書で規定している記載すべき項目について漏れなく記載する。 月報については、平成31年1月分から施設の修繕状況を報告する。</p> <p>領収証書の交付については、市財務規則第52条の2第2項の規定に基づき、領収証書の交付を徹底するように改善することを決定した。</p>

監 査 結 果 (指摘・要望事項)	指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等
<p>【監査対象所属：農政課】</p> <p>1 指定管理業務の履行確認について（指摘事項） 地産地消センター、粕川農産物加工施設の年間報告（事業報告書）及び月報において、公の施設の管理に関する協定書で規定している、記載すべき項目の一部が漏れているにもかかわらず、提出を受けていた。 公の施設の管理に関する協定書にのっとり適正な事務処理を行うよう改善されたい。</p> <p>2 施設の利用促進について（要望事項） 地産地消センターにおいて、平成26年度実施の包括外部監査で、年間使用料収入が少ないため利用増加に向けて抜本的な対策を講じるよう意見を出されているが、当時よりも使用料収入が減少している状況であり、書類審査の結果からも、利用者の状況は固定化傾向にあることがうかがえる。 施設を管理し地産地消を推進する立場として、施設の効用を最大限発揮できるよう、指定管理者と連携し、さらなる施設の利用促進に向けた取り組みについて検討されたい。</p>	<p>指定管理業務の履行確認については、公の施設の管理に関する協定書の規定に基づき、年間報告（事業報告書）及び月報に記載すべき項目が漏れなく記載されていることを確認したうえで、提出を受けるように改善することを決定した。 また、月報に記載すべき項目を見直し、協定書第19条第2項第3号については、来年度の協定書から削除することとした。</p> <p>施設の利用促進については、指定管理者による新規自主事業の展開など、利用者数増加に取り組んでいる。今後も指定管理者と連携して魅力ある事業展開に努め、ホームページや広報誌、SNS等を活用した施設のPRや情報発信を行い、新規利用者の獲得を図りたい。</p>

公の施設の指定管理者監査結果に係る措置通知書

措置日 平成31年2月18日

監 査 結 果 (指摘・要望事項)	指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等
<p>【監査対象団体：前橋市第二コミュニティセンター管理運営委員会】</p> <p>1 年度計画書について（指摘事項） 第二コミュニティセンターの年度計画において、公の施設の管理に関する基本協定書第18条第1項では、指定管理者は、毎会計年度末までに次年度の年度計画書を市に提出し、承認を得なければならないと規定しているが、年度計画書を提出していなかった。 公の施設の管理に関する基本協定書にのっとり適正な事務処理を行うよう改善されたい。</p> <p>2 雇用管理事務について（指摘事項） (1) 休憩時間について 臨時職員の勤務において、雇用管理簿を確認したところ、1日6時間を超えて勤務しているにもかかわらず休憩時間が付与されていないものが見受けられた。 労働基準法にのっとり適正な休憩時間を付与するよう改善されたい。 (2) 賃金の支給について 臨時職員の賃金計算において、1か月の勤務時間数を集計する際の計算誤りにより、実際に勤務した時間数より少なく賃金を計算し支給しているものがあった。 事務処理に対する確認体制を整え、適正な執行となるよう改善されたい。</p>	<p>年度計画書については、毎会計年度末までに次年度の年度計画書を市に提出し、承認を得るように改善した。</p> <p>休憩時間については、平成30年度から1日6時間を超えて勤務する際は休憩時間を付与するように改善している。</p> <p>賃金の支給については、正副担当によるダブルチェックを徹底するなど、事務処理に対する確認体制を整えるよう改善した。 また、少なく賃金を支給したものについては、追加支給を行った。</p>
<p>【監査対象団体：前橋市第三コミュニティセンター管理運営委員会】</p> <p>1 年度計画書について（指摘事項） 第三コミュニティセンターの年度計画において、公の施設の管理に関する基本協定書第18条第1項では、指定管理者は、毎会計年度末までに次年度の年度計画書を市に提出し、承認を得なければならないと規定しているが、年度計画書を提出していなかった。 公の施設の管理に関する基本協定書にのっとり適正な事務処理を行うよう改善されたい。</p>	<p>年度計画書については、毎会計年度末までに次年度の年度計画書を市に提出し、承認を得るように改善した。</p>

監 査 結 果 (指摘・要望事項)	指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等
<p>2 雇用管理事務について（指摘事項） 臨時職員の賃金計算において、1か月の勤務時間数を集計する際の計算誤りにより、実際に勤務した時間数より少なく賃金を計算し支給しているものや、賃金計算は正しく行っていたものの支給額欄への転記誤りにより誤った賃金を支給しているものが見受けられた。 事務処理に対する確認体制を整え、適正な執行となるよう改善されたい。</p> <p>3 収納金取扱事務について（指摘事項） (1) 使用料の払い込みについて コミュニティセンター使用料の払い込みにおいて、指定管理業務仕様書で規定した市への納入期限を遅延して払い込んでいるものが多数あった。 指定管理業務仕様書にのっとり適正な事務処理を行うよう改善されたい。 (2) 領収書の交付について 前橋市第三コミュニティセンター管理運営委員会が収入事務受託者として発行している領収書において、同会に保存されている領収書（控）の領収金額が訂正されているものが見受けられたため、領収書の交付について聴き取り調査により確認したところ、領収金額の記載を誤った場合に書き損じとせず支払者に交付していた。 公金の収納に係る領収書であることに鑑み、適正な事務処理を行うよう改善されたい。</p> <p>4 収納金の確認について（要望事項） 前橋市第三コミュニティセンター管理運営委員会が収納している使用料に係る事務処理において、市への納付書に貼付された使用料内訳書記載の領収日が誤っているものや通し番号で処理している領収書（控）の領収日付が前後しているものなどが見受けられ、領収書（控）との照合などは行っていなかった。 収納金については、払い込み前に関係諸帳簿と照合、確認し、正確を期すよう努められたい。</p>	<p>賃金の支給については、正副担当によるダブルチェックを徹底するなど、事務処理に対する確認体制を整えるよう改善した。 また、少なく賃金を支給したものについては、追加支給を行い、多く支給したものについては、戻入を行った。</p> <p>使用料の払い込みについては、コミュニティセンター使用料の納入に関する遅延が今後生じないよう適正に処理するように改善した。</p> <p>領収書の交付については、領収金額の記載を誤った場合は書き損じ処理をし、新たな領収書を作成するように改善した。</p> <p>収納金の確認については、払い込み前に関係諸帳簿と照合し、複数人で確認するように改善した。</p>

監 査 結 果 (指摘・要望事項)	指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等
<p>【監査対象団体：前橋市第五コミュニティセンター管理運営委員会】</p> <p>1 年度計画書について（指摘事項） 第五コミュニティセンターの年度計画において、公の施設の管理に関する基本協定書第18条第1項では、指定管理者は、毎会計年度末までに次年度の年度計画書を市に提出し、承認を得なければならないと規定しているが、年度計画書を提出していなかった。 公の施設の管理に関する基本協定書にのっとり適正な事務処理を行うよう改善されたい。</p> <p>2 雇用管理事務について（指摘事項） 臨時職員の勤務において、雇用管理簿を確認したところ、1日6時間を超えて勤務しているにもかかわらず休憩時間が付与されていないものが見受けられた。 労働基準法にのっとり適正な休憩時間を付与するよう改善されたい。</p> <p>【監査対象所属：生涯学習課】</p> <p>1 行政財産の目的外使用許可について（指摘事項） 第二、第三、第五コミュニティセンターにおいて、各コミュニティセンター管理運営委員会所有のピアノがそれぞれ設置されているが、財務規則第196条で規定する行政財産の目的外使用許可の手続きを行っていないかった。 財務規則にのっとり適正な事務処理を行うよう改善されたい。</p> <p>2 年度計画書について（指摘事項） 第二、第三、第五コミュニティセンターの年度計画において、公の施設の管理に関する基本協定書第18条第1項で規定する年度計画書の提出を各指定管理者から受けておらず、年度計画書の承認を行っていないかった。 年度計画書については、協定書に定められた期限までに提出するよう指定管理者に対し指導するとともに、協定書にのっとり適正な事務処理を行うよう改善されたい。</p>	<p>年度計画書については、毎会計年度末までに次年度の年度計画書を市に提出し、承認を得るように改善した。</p> <p>雇用管理事務については、平成30年度から1日6時間を超えて勤務する際は休憩時間を付与するよう改善している。</p> <p>各コミュニティセンター管理運営委員会所有のピアノの設置については、来年度から行政財産の目的外使用許可の手続きを行うことで改善を図るものとする。</p> <p>年度計画書については、毎会計年度末までに次年度の年度計画書の提出を受け、承認を行うように改善した。</p>

監 査 結 果 (指摘・要望事項)	指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等
<p>3 第三コミュニティセンターに保管された石膏像等の管理について（要望事項） 第三コミュニティセンターの収納室にアーツ前橋で収蔵すべき石膏像や寄贈書籍など多数の所蔵品が保管されていた。 所蔵品の適切な保存と管理並びに有効な活用を図る観点からして、アーツ前橋においてこれらの物品を収蔵することが望ましいため、当該物品の保管場所、保管方法について検討されたい。</p> <p>4 協定書等について（要望事項） 第二、第三、第五コミュニティセンターにおける公の施設の管理に関する協定書と仕様書において、協定書と仕様書での記載内容が異なっているものや、実際の事務処理とは異なった記載となっている状況が見受けられた。 協定書及び仕様書等の記載内容について再度精査し、指定管理者の指定に関する事務取扱要綱などの規定にのっとった、より適切な協定書及び仕様書等を作成するよう努められたい。</p> <p>5 指定管理業務に係る経費について（要望事項） 第二、第三、第五コミュニティセンター管理運営委員会において、それぞれ指定管理料により施設の管理運営を実施しているが、それぞれの会全体の決算書を確認したところ、指定管理料以外の会計から各コミュニティセンター指定管理業務に必要と思われる経費を支出しているものが見受けられた。 所管課として、適正な指定管理業務の実施に必要な経費を把握したうえで、指定管理業務に必要な経費に充当するのであれば指定管理料の会計に繰り入れて使用し、指定管理業務に必要な経費を明確化するなど、各指定管理者と具体的な経理の方法について協議し、指定管理業務の実施に必要な収支決算書が作成されるよう、各コミュニティセンター管理運営委員会へ指導を行うとともに、記載内容を精査し、必要に応じた協議や助言を行うように努められたい。</p>	<p>第三コミュニティセンターに保管された石膏像等の管理については、適切な保管場所、保管方法に関して監査結果の観点から、今後アーツ前橋と協議したい。</p> <p>協定書及び仕様書については、記載内容を再度精査し、見直しを行うことを決定した。</p> <p>指定管理業務に係る経費については、各指定管理者において適切な収支決算書が作成できるよう、適正な業務実施に必要な経費の把握や記載内容の精査を行い、各指定管理者に対し経理方法の協議や指導・助言を行っていくことを決定した。</p>